

別記関係団体の長様

長野県健康福祉部長
(公印省略)

「食品衛生法施行条例の一部改正案」に対する意見の募集について(通知)

長野県では、食品衛生法に基づき、食品衛生法施行条例(以下「条例」という。)で、食品等を取り扱う営業者が遵守しなければならない「公衆衛生上講ずべき措置の基準」(以下「衛生措置基準」という。)及び「営業の施設についての基準」(以下「施設基準」という。)を定めています。

このたび、「食品衛生法等の一部を改正する法律」(平成30年法律第46号。)が公布され、衛生措置基準については、食品衛生法施行規則(以下「省令」という。)に規定されることとなりました。

また、施設基準については、全国の規制の平準化の観点から改正法において「参酌すべき基準」を省令で示し、都道府県等はこの基準を参酌して施設基準を条例で定めます。

以上の法改正に伴い、本県で定めている「食品衛生法施行条例」の一部改正を検討しているところです。

つきましては、下記のとおり「食品衛生法施行条例の一部改正案」に対するご意見を広く県民から募集しますのでご承知願うとともに、ご意見等ありましたら別紙様式により食品・生活衛生課まで回答くださるようお願いいたします。

記

1 募集事項

「基本指針(案)」に対する意見(概要は別添のとおり)

2 募集期間

令和2年4月17日(金)から令和2年5月16日(土)まで

3 回答先及び方法

「意見提出用紙」の様式により、長野県健康福祉部食品・生活衛生課あてに、次のいずれかの方法で提出をお願いします。

- (1) 郵送 〒380-8570 長野県健康福祉部食品・生活衛生課あて
- (2) ファクシミリ 026-232-7288
- (3) 電子メール shokusei@pref.nagano.lg.jp

4 資料の閲覧について

資料につきましては、保健福祉事務所食品衛生相談窓口、県庁行政情報センター及び地方事務所行政情報コーナー並びに長野県公式ホームページで閲覧できます。

5 その他

応募いただいたご意見の内容及び検討結果につきましては、長野県公式ホームページに掲載させていただきます(個々の意見に対する回答はいたしませんのでご了承ください。)

参考として、県民意見募集に関するプレスリリース等を添付します。

健康福祉部	食品・生活衛生課	食品衛生係
(課長)吉田徹也	(担当)福井秀樹	高井剛介
電話:026-235-7155(直通)	026-232-0111(内線2658)	
FAX:026-232-7288		
E-mail:shokusei@pref.nagano.lg.jp		

別記団体

- 1 長野県消費者の会連絡会長
- 2 長野県消費者団体連絡協議会長
- 3 一般社団法人長野県連合婦人会長
- 4 JA長野県女性協議会長
- 5 農村女性ネットワークながの会長
- 6 長野県食生活改善推進協議会長
- 7 長野県生活協同組合連合会長理事
- 8 生活協同組合コープながの理事長
- 9 (一社)長野県食品衛生協会
- 10 (一社)長野県調理師会
- 11 (一社)長野県食品工業協会
- 12 長野県漬物協同組合
- 13 長野県信州そば協同組合
- 14 長野県豆腐商工業協同組合
- 15 長野県酒造組合
- 16 長野県醤油工業協同組合連合会
- 17 長野県味噌工業協同組合連合会
- 18 長野県凍豆腐工業協同組合
- 19 長野県菓子工業組合
- 20 長野県麺業協同組合
- 21 (一社)長野県缶詰協会
- 22 長野県青果商業協同組合連合会
- 23 全国農業協同組合連合会長野県本部
- 24 長野県生活協同組合連合会
- 25 長野県食品添加物協会
- 26 長野県清涼飲料工業協同組合
- 27 長野県青果卸売市場連合会
- 28 長野県乳業協会
- 29 長野県菓子卸商業組合
- 30 長野水産物協同組合
- 31 長野県洋菓子協会
- 32 公益財団法人 長野県生活衛生営業指導センター
- 33 長野県製粉協同組合
- 34 長野県食品衛生コンサルタント協会
- 35 長野県食肉組合連合会
- 36 長野県ワイン協会

食品衛生法施行条例の一部改正（案）の概要

令和2年（2020年）4月17日

長野県健康福祉部食品・生活衛生課

1 改正の背景

長野県では、食品衛生法に基づき、食品衛生法施行条例（以下「条例」という。）で、食品等を取り扱う業者が遵守しなければならない「公衆衛生上講ずべき措置の基準」（以下「衛生措置基準」という。）及び「営業の施設についての基準」（以下「施設基準」という。）を定めています。

このたび、「食品衛生法等の一部を改正する法律」（平成30年法律第46号。以下「改正法」という。）が公布され、衛生措置基準については、食品衛生法施行規則（以下「省令」という。）に規定されることとなりました。

また、施設基準については、全国の規制の平準化の観点から、改正法において「参酌すべき基準」*（以下「参酌基準」という。）を省令で示し、都道府県等はこの基準を参酌して施設基準を条例で定めます。

*「参酌すべき基準」とは、都道府県等の条例制定に当たり十分に参照しなければならない法令上の基準を指しています。

今般の食品衛生法の一部改正により施設基準が参酌基準として省令に規定された趣旨として、施設基準に係る合理性に乏しい地域的差異の解消があります。

2 改正の内容

(1) 衛生措置基準について

ア 現行の条例で定めている衛生措置基準に関する規定は、省令で規定されることとなったため、削除します。

イ ただし、水道水以外の水（井戸水、湧水等）を使用する場合の1年に1回以上の水質検査については、具体的な検査方法を示す必要があることから、知事が別に定める試験を行う旨の現行条例で規定している内容を残します。

(2) 施設基準について

ア 省令に規定された参酌基準のとおりとします。

イ ただし、現行条例に規定されている露店等の簡易な施設での臨時営業等を対象とした規定を残します。

3 施行期日

令和3年6月1日



「食品衛生法施行条例の一部改正(案)」に対する 県民の皆様からのご意見を募集します

長野県では、食品衛生法の規定に基づき、食品等事業者が遵守すべき衛生措置の基準や営業の施設についての基準などを食品衛生法施行条例で定めています。

このたび、「食品衛生法等の一部を改正する法律」(平成30年6月法律第46号)が公布されたことを踏まえ、この条例の一部改正を検討しています。つきましては、その内容について広く県民の皆様からのご意見を募集します。

1 募集事項

「食品衛生法施行条例の一部改正(案)」に対するご意見

2 募集期間

令和2年4月17日(金)から令和2年5月16日(土)まで

3 資料の閲覧方法

行政情報センター(県庁西庁舎1階)、各地方事務所の行政情報コーナー、県庁食品・生活衛生課、各保健福祉事務所食品衛生相談窓口と次のホームページでご覧いただけます。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/shokusei/kenko/shokuhin/shokuhin/shokuhin/joreikaisei02.html>

4 意見の提出方法及び提出先

長野県健康福祉部食品・生活衛生課あてに、次のいずれかの方法でご意見をお寄せください。

- (1) 郵送 〒380-8570 長野県健康福祉部食品・生活衛生課あて
(県庁専用郵便番号のため、住所の記載は不要です。)
- (2) ファクシミリ 026-232-7288
- (3) 電子メール shokusei@pref.nagano.lg.jp

5 ご意見の取扱い

提出していただいたご意見については、内容ごとに整理・分類したうえで、これに対する県の考え方とともに公表いたします。なお、住所、氏名など個人に関する情報は、公開しないことはもとより、他の目的で使用することは一切ありません。

6 注意事項

- (1) 電話によるご意見の提出はご遠慮ください。
- (2) ご意見の提出は、日本語に限らせていただきます。
- (3) 意見提出用紙には、氏名又は名称、住所又は所在地を必ず明記してください。
- (4) ご意見のうち、趣旨が不明瞭なものなどについては、県の考え方を示さない場合があります。

ONE NAGANO

みんなでひとつに がんばろう信州

「ONE NAGANO」はみんなで復興に取り組もうという合言葉
一人ひとりがそれぞれの立場で、できることからやってみよう!

健康福祉部 食品・生活衛生課 食品衛生係
(課長)吉田 徹也 (担当)福井 秀樹、高井 剛介
電話:026-235-7155(直通)

026-232-0111(内線 2658)

FAX:026-232-7288

E-mail shokusei@pref.nagano.lg.jp

(別紙様式) (意見提出用紙)

【ファクシミリ】026-232-7288 (長野県健康福祉部食品・生活衛生課)

「食品衛生法施行条例の一部改正案」に対する意見

個人の場合		団体・グループの場合	
氏名*		団体・グループ名*	
住所*		所在地*	
連絡先*		連絡先*	
該当項目	ご意見の内容・理由		

○ ご意見をお受けする期間 令和2年4月17日(金)から令和2年5月16日(土)まで

○ 提出先

・郵送の場合

〒380-8570 (県庁専用番号のため住所記載不要)

健康福祉部食品・生活衛生課 まで

・ファクシミリの場合

026-232-7288

・電子メールの場合

shokusei@pref.nagano.lg.jp

※ご意見への回答を公表する際には(※)印欄については掲載しません。